

<政策研究交流集会へむけて> 協同で地域をつくり仕事をおこす

《第3分科会》新しい協同組合の企業形態・法制論

菅野 正純（協同総合研究所・専務理事）

協同組合概念の大きな変化

昨年のICA大会における「ベーク報告」は、全世界で「新しい協同組合」が、人々の自發的エネルギーにもとづいて組織され、しばしば法制的未整備を乗り越えながら、成長し続けていることを指摘した。

①雇用やより良い労働条件をつくりだす協同組合、②女性や若者、障害者などによる、また彼らのための協同組合、③健康食品の開発、非再生資源を使わない製品づくり、有機栽培、地域の自立などの協同組合、④建築家、データ処理技術者、コンサルタントなどの知的サービス協同組合、⑤映画、劇団、オーケストラなどの文化協同組合などで、「協同を問う」集会に結集する、日本の草の根からの協同の新しい展開とも軌を一にするものであった。

このような協同組合の新しい動向は、協同組合の概念そのものの見直しと、それに照応した新しい協同組合法制の確立を求めていた。

第1に、これらの動きは、現代の歴史的条件の下での、社会的サービスや文化、専門職を含めた、広義の生産協同組合の再生だからである。協同組合の主体を消費者や小規模事業者に限定し、活動領域も流通部面を中心に想定してきた、これまでの協同組合概念と法制の転換が必要となる。

第2に、広義の生産協同組合は、社会や市場との継続的な経済関係をもち、その固有の目的のために事業の拡大を必要とする。単なる内部の相互扶助に留まらず、「企業」としての性格を明確にするとともに、協同組合企業としての独自の性格を解明することが、重要となる。

第3に、これらの企業は、雇用創出や不安定労働改革、労働の人間化、福祉の社会的再生、専門職の自立・協同化による社会的発展などの、公共

的・社会的課題を担う存在であり、このことを法制的にも正当に評価し、公共と協同の連携システムを構築することが、時代の重要な課題となる。

第4に、これらの企業は、社会的に重要でありながら、大企業支配の下で低い社会的評価と報酬しか与えられていない事業・労働分野に進出し、その再生のために運動している。人類社会の存続のためには、営利企業と営利経済に対する有効な規制と改革が必要とされており、これらの協同組合と協同組合セクターを育成することは、民主主義政治の重要な任務でなければならない。現代の協同組合は、単に生存権的位置付けに留まらず、社会的民主主義、経済民主主義、財政民主主義の発展に関わる位置付けを必要としている、と言えよう。

第3分科会は、このような歴史的状況を見すえながら、「新しい協同組合」の事業・経営・組織・運動的特質と協同組合の現代的位置付けを検討し、新しい協同組合法制の要求を明確にしようとするものである。実践に基づく教訓と問題意識を出し合い、研究者・専門家のご教示を仰ぎたい。以下では、スペイン、イタリア、ハンガリーの事例から協同組合法制の新しい動向を確認する。

協同組合の新しい位置づけ

協同組合の新しい位置づけを示唆するもの一つとして、スペイン憲法（1978）における次の規定がある。「公権力は、種々の形式の企業参加を促進し、かつ適切な立法により、協同組合を助成するものとする。公権力は、また、生産手段の所有に対する労働者のアクセスを容易にする手段を設けるものとする」（二上護「スペインの協同組合法制」、「協同組合の拓く社会」みんけん出版、1988年所収）。

スペイン協同組合法（1987）は、この立場から、

「組合員の参加による協同組合の運営、企業活動の展開、自主性の尊重」を重点に、旧協同組合法制を大幅に改革し、協同組合の主体を「共同の社会・経済的利害又は必要を持っている人々」と規定して、労働者、専門家、芸術家、学校の生徒とその父母などにまで広げた。また協同組合設立の最小組合員を5人に引き下げ、設立総会と定款採択を経て、登記を行なえば設立は完了するものとして、協同組合設立を大幅に自由化した。

これらは、ハンガリー協同組合法（1992）でも同様である。ちなみに、このハンガリー法は、ソ連・東欧崩壊後、ICAの援助を得て制定されたもので、ICAの協同組合法制に対する基本的な見解が盛り込まれているものとして注目される。

新しい企業概念の創造

協同組合の新しい動向は、第2に、これまでの企業概念の転換と新しい概念の創造を求めていく。

一方では、協同組合の企業性—自主的で継続的な事業体であり、その固有の目的のためにも拡大・発展を必須の要件とすることを明確にするとともに、他人労働の搾取による不労利得を許さず、すべての労働者・市民の就業権保障や労働の人間化、「よい仕事」=社会的有用労働の実現を事業目的とする企業像を提示することである。

新しい企業像はまた、労働者=従属労働者というこれまでの労働者概念に対して、協同所有=協同経営=協同労働を統一的に担う新しい労働者概念を提示するものもある。

ソ連・東欧の崩壊と資本主義の行き詰りの双方から、新しい企業概念を創造し、法制的に位置付けることは、きわめて重要であろう。

協同組合所有の明確化と税制要求

第3に、協同組合所有の独自の性格を、協同組合自身が主体的に明確にし、法制的、税制的にも独自の位置付けを獲得することである。

日本においても、生協や農協は、株式会社、人格なき社団に比べて低い法人税率（42%対27%）

を適用されてきた。スペインでは、一般法人35%、協同組合18%であり、しかも「保護協同組合」の場合は、10年間無税、10年以降も50%免税という優遇を得ている。イタリアでは、コストに占める労働報酬の比率が高い雇用吸収力の高い労働者協同組合は法人税が減免されている。協同組合の社会的性格を明らかにして、法人税を減免する措置を獲得することは、重要な目標となろう。

この点で注目されるのが、各国の協同組合法制における非分割積立金の取り扱いである。すなわち、協同組合存続中はもちろん、協同組合の解散時においても、組合員に分配しない積立金である。協同組合の財産は、世代を越えた協同組合員の共通の財産であり、私有財産と区別される社会的性格をもっている。法もこの性格を承認して、協同組合の毎年の非分割積立金への充当額を法人税の課税対象から控除しているのである。

イタリアではさらに昨年の新しい協同組合法制によって、すべての協同組合が利益の3%を「協同組合相互扶助基金」に拠出することを義務付け、単協解散時には残余財産をこの基金に譲渡することになった。協同組合所有の意義は、ここにおいてセクター規模で明確にされたと言えよう。

この他、ハンガリーでは組合員への財政援助や福祉サービスに配分される額についても、協同組合への課税が免除されており、協同による生活全体の支え合いが協同組合の独自の機能として、税制的にも位置付けられたものとして注目される。

協同組合セクターの確立と

公共的位置付け

各国の協同組合は、協同組合の事業の公共性を認めさせると同時に、連合会、および協同組合セクターのナショナルセンターが、関連する政策、法制について発言し、政府と協議する権限を強化している。イタリアでは、青年の雇用や地域開発を含めた経済計画に協同組合が参加している。

協同組合の現代的意義は、「協同組合セクター」が協同の総合戦略を提示し、公共的存在に自らを高めるときに、もっともよく鮮明にされよう。